

## 実務対応報告公開草案第 60 号

### 「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」等に対するコメント

#### 1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・ 実務対応報告公開草案第60号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」（2020年9月11日公表）（以下「本実務対応報告案」という。）
- ・ 企業会計基準公開草案第70号（企業会計基準第5号の改正案）「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」（2020年9月11日公表）（以下「改正純資産会計基準案」という。）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第69号（企業会計基準適用指針第8号の改正案）「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」（2020年9月11日公表）

以下、これらを合わせて「本公開草案」という。

#### 2. コメント募集期間

2020年9月11日～2020年11月11日

#### 3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- ・ 実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」（2021年1月28日公表）（以下「本実務対応報告」という。）
- ・ 改正企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（2021年1月28日公表）
- ・ 改正企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（2021年1月28日公表）

#### 4. コメント提出者一覧

[団体等]

|     | 団 体 名            |
|-----|------------------|
| CL1 | PwC あらた有限責任監査法人  |
| CL2 | 一般社団法人 日本経済団体連合会 |
| CL3 | 日本公認会計士協会        |
| CL4 | 有限責任監査法人トーマツ     |
| CL5 | EY 新日本有限責任監査法人   |

[個人（敬称略）]

|     | 氏名・所属等（記載のあるもののみ） |   |
|-----|-------------------|---|
| CL6 | 田淵 隆明             | 公認システム監査人、IFRS・公共政策・公会計コンサルタント、特定行政書士・システム監査技術者 |

## 5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対応するコメントです。  
「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。

| 論点の項目                                     | コメントの概要  | コメントへの対応  |
|---|--|---|
| <b>(質問1) ストック・オプション会計基準の定めに従うことに関する質問</b> |  |   |
| <b>(全体を支持するコメント)</b>                      |  |   |
| 1) 提案内容に同意する。                             | 同意する。  | 本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。   |
| <b>(質問2) 事前交付型の会計処理に関する質問</b>             |  |   |
| <b>(全体を支持するコメント)</b>                      |  |   |
| 2) 提案内容に同意する。                             | 同意する。  | 本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。   |
| <b>(その他のコメント)</b>                         |  |   |
| 3) 新株を発行した場合の払込資本の内訳項目について                | <p>本実務対応報告案第9項において、年度通算で費用が計上される場合は対応する金額を資本金又は資本準備金に計上するが、年度通算で過年度に計上した費用の戻入れとなる場合は対応する金額をその他資本剰余金から減額するとされている。見積りの修正による戻入れは、一般的に、その同質性に基づいて過去に計上した項目と同じ項目を用いるものと考えられるが、本実務対応報告案第41項では、計上した項目と異なる項目で戻し入れることとした理由が記載されていないため、理由を記載することをご検討いただきたい。</p> <p>また、本実務対応報告案第9項において、年度通算で費用が計上される場合は対応する金額を資本金又は資本準備金に計上するとされているが、本実務対応報告案第10項において、四半期会計期間で費用を計上する場合は対応する金額をその他資本剰余金に計上す</p> | <p>会計上の資本金の額は、法律における資本金の額とあわせることとされており、今回提案している会計処理も会社計算規則における規定と平仄を合わせている。</p> <p>この点、会社計算規則では、各事業年度の末日において、資本金が増加することとされており、これを踏まえて、四半期及び年度の財務諸表における取扱いを定めていることを本実務対応報告第42項のとおり</p> |

| 論点の項目                                | コメントの概要  | コメントへの対応   |
|--------------------------------------|--|--|
|                                      | <p>るとされている。四半期と年度の首尾一貫性の観点から、四半期と年度で同じ項目に計上することも想定され得るが、本実務対応報告案第 41 項では、四半期と年度で異なる項目に計上することとした理由が記載されていないため、理由を記載することをご検討いただきたい。</p>  | <p>り、本実務対応報告案第 41 項の記載を修正した。</p>   |
| <p>4) 割当日前までに役務提供を受けた場合の会計処理について</p> | <p>事前交付型の会計処理として、本実務対応報告案第 5 項から第 8 項までの会計処理により年度通算で費用が計上される場合は対応する金額を資本金又は資本準備金に計上し、年度通算で過年度に計上した費用を戻し入れる場合は対応する金額をその他資本剰余金から減額することが提案されている。この点、会社計算規則案第 54 条の 2 では、取締役等が株式会社に対し、会社法 202 条の 2 第 1 項の募集株式に係る割当日前にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供した場合には、当該役務の公正な評価額を、増加すべき株式引受権の額とすると規定している。</p> <p>このため、事前交付型においても、取締役等が付与日から当該募集株式に係る割当日前にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務の提供をした場合には、株式引受権が計上されることになると考えられるが、この点を明確化することをご検討いただきたい。</p> | <p>現在、改正法の施行前であり、今後、様々なスキームが生じることが想定されるため、本実務対応報告案では、想定される典型的な取引についてのみ基本となる会計処理を示すこととしていることから、修正は行わない。</p> |
| <p>5) 用語の定義について</p>                  | <p>事前交付型において、権利確定条件が達成されなかったことによって、企業が無償で株式を取得することが確定することについて、「没収」という用語を用いているが、「没収」とは刑法第 9 条及び第 19 条に定める付加刑罰の用語であることから、当該用語を用いる</p>  | <p>これまで、「没収」という用語が実務慣行化しており、会計基準の開発に当たってはこれらを参考に、用語の定義をした上</p>   |

| 論点の項目                         | コメントの概要   | コメントへの対応  |
|-------------------------------|---|---|
|                               | <p>ことについて再考すべきである。</p> <p>本実務対応報告案第4項(10)において、「権利確定日」とは、権利確定条件を達成するか否かが確定した日をいい、事前交付型においては、譲渡制限が解除されるか否かが確定した日であると定義されている。</p> <p>「譲渡制限が解除されるか否かが確定した日」として、例えば、退任時に譲渡制限が解除される場合でも、退任日より前に没収されないことが確定する条件であれば、没収されないことが確定した日となると考えられるが、具体的には示されていない。</p> <p>そのため、「譲渡制限が解除されるか否かが確定した日」の表現の意味するところとして、譲渡制限が解除される時期を問わず、没収されないことが確定した日や、譲渡制限が解除されるための条件を達成した日など、具体的に示すことによって明確化すべきである。</p> | <p>で、「没収」を用いていることから、修正は行わない。</p> <p>本実務対応報告案では権利確定日を「権利確定条件を達成するか否かが確定した日」とした上で、事前交付型においては「譲渡制限が解除されるか否かが確定した日」としており、「譲渡制限が解除される日」とは限っていない。「譲渡制限が解除される日」と、「譲渡制限が解除されるか否かが確定する日」が異なる場合には、権利確定条件を達成し、没収されないことが確定した日など「譲渡制限が解除されるか否かが確定した日」が権利確定日になると考えられる。</p> <p>現在、改正法の施行前であり、今後、様々なスキームが生じることが想定されるため、本実務対応報告案では、想定される典型的な取引についてのみ基本となる会計処理を示すこととしていることから、修正は行わない。</p> |
| <b>(質問3) 事後交付型の会計処理に関する質問</b> |   |   |
| <b>(全体を支持するコメント)</b>          |   |   |

| 論点の項目                       | コメントの概要  | コメントへの対応   |
|-----------------------------|--|--|
| 6) 提案内容に同意する。               | 同意する。  | 本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。  |
| <b>(その他のコメント)</b>           |  |  |
| 7) 株式引受権について                | 本実務対応報告案では、「株式引受権」を「新株予約権」と同列の扱いとしている。現行の新株予約権の位置付けは米国基準とも異なり、国際比較を行う上での合理性も欠いており、既存の「新株予約権」とともに、IFRSのように「資本剰余金」の一部を構成するものとし、かつ、「資本準備金」と並列した独立した項目とすべきである。 | 本公開草案は、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱いを示すことを目的としており、純資産の部の表示については、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の考え方に従っている。<br>「株式引受権」については、対象勤務期間に費用計上し、対象勤務期間後に株式の発行等を行う点で「新株予約権」と同様の性質を有することから、純資産の部の「株主資本以外の項目」とすることが適切と考えられることから、修正は行わない。 |
| <b>(質問4) その他の会計処理に関する質問</b> |  |  |
| <b>(全体を支持するコメント)</b>        |  |  |
| 8) 提案内容に同意する。               | 同意する。  | 本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。  |
| <b>(その他のコメント)</b>           |  |  |
| 9) ストック・オプション会              | 本実務対応報告案第50項において「本実務対応報告の適用対象としている取締役の報酬等として株式を無償交付する取引は、本実務対応報告の開発段階においては改正法の施  | コメントを踏まえ、本実務対応報告第19項のとおり、本実務対応報告案第19項  |

| 論点の項目   | コメントの概要   | コメントへの対応   |
|---|---|--|
| 計基準 <sup>1</sup> 又はストック・オプション適用指針 <sup>2</sup> の定めに従う範囲について | <p>行前であり、当該取引の詳細は定かではないことから、基本となる会計処理のみを定めている。そのため、本実務対応報告に定めのないその他の会計処理については、ストック・オプション会計基準やストック・オプション適用指針の定めに従って会計処理を行うこととした（第19項参照）。」とされている。</p> <p>「その他の会計処理」を具体的に想定できないのであれば、無条件にストック・オプション会計基準等の定めに従って会計処理を行うことが適切であると結論付けることはできないと考えられる。ストック・オプション会計基準等の取引に類似しない場合又は定めがない場合などは、実態に応じて適切に会計処理することになるものと考えられる。</p> | <p>の記載を次のように修正した。</p> <p>「19. 本実務対応報告に定めのないその他の会計処理については、<u>類似する取引又は事象に関する会計処理が、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）及び又は企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（以下「ストック・オプション適用指針」という。）に定められている場合には、これに従って会計処理を行う。」</u></p> |
| <b>（質問5）開示に関する質問</b>  |   |  |
| <b>（全体を支持するコメント）</b>  |   |  |
| 10) 提案内容に同意する。  | 同意する。   | 本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。  |
| <b>（その他のコメント）</b>   |   |  |
| 11) 事後交付型の1株当たり情報に関する注                                      | 1株当たり情報に関する注記に関して、事後交付型（単に時間の経過により条件が達成される場合を除く。）と企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（以下「1株当たり当期純利益適用指針」という。）第4項に定める「条   | 本実務対応報告案においては、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定において、ストック・オプションと同様に取り  |

<sup>1</sup> 企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」

<sup>2</sup> 企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」

| 論点の項目     | コメントの概要   | コメントへの対応   |
|-----------|---|--|
| 記について     | <p>件付発行可能普通株式」との関係性を明確にすべきである。また、事後交付型のうち企業による一定期間のサービスの取得後に権利が確定するものは、ストック・オプションのうち一定期間の勤務後に権利が確定するものと同様に扱うことになるのであれば、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定の設例を示すことが必要と考える。</p> <p>本実務対応報告案第22項では、事後交付型におけるすべての権利確定条件を達成した場合に交付されることとなる株式は、潜在株式（企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」第9項）として取り扱い、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定において、ストック・オプションと同様に扱う旨が記載されている。しかし、発行されるのは新株予約権ではなく普通株式であるため、1株当たり当期純利益適用指針第4項において、「特定の条件（ただし、単に時間の経過により条件が達成される場合を除く。）を満たした場合に普通株式を発行することとなる証券又は契約」と定義されている「条件付発行可能普通株式」に該当するものとも考えられる。</p> <p>また、行使制限条項が付された新株予約権は、条件付発行可能潜在株式に含まれる（1株当たり当期純利益適用指針第5項）が、ストック・オプションのうち一定期間の勤務後に権利が確定するものは、条件付発行可能潜在株式に該当せず、通常の新株予約権と同様に、行使期間が開始していなくとも、普通株式増加数の算定上、付与された時点から既に行使期間が開始したものとして取り扱われる（1株当たり当期純利益適用指針第22項、第53項及び第56項）。しかしながら、事後交付型について1株当たり当期純利益適用指針第22項、第53-2項及び[設例2-2]のみを参照して潜在株式調整後1株当たり当期純利益の具体的な算定方法を正しく理解することは容易ではないと考えられる。</p> | <p>扱うこととしているため、条件付発行可能普通株式としては取り扱わないこととなる。</p> <p>この点、ストック・オプションと同様に扱うこととした理由を実務対応報告第53項のとおり、本実務対応報告案第52項の記載に追加した。</p> <p>また、現在、改正法の施行前であり、今後、様々なスキームが生じることが想定されるため、本実務対応報告案では、基本となる事項のみを示すこととしているが、次の理由から本実務対応報告では設例は示さないこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スtock・オプションが存在する場合の設例が1株当たり当期純利益適用指針の設例2-2で示されていること。</li> <li>● 株式の発行時に金銭の払込み等がない点などの事後交付型とストック・オプションとの相違点を考慮すれば、基本となる処理については理解できると考えられること。</li> </ul> |
| 12) いわゆる現 | <p>いわゆる現物出資構成による取引を行った場合には、本実務対応報告案の適用後も引き</p>  | <p>本実務対応報告案は、取締役の報酬等と</p>  |



| 論点の項目                                     | コメントの概要   | コメントへの対応  |
|---|---|---|
| <p>物出資構成による取引を行った場合の関連当事者取引に関する注記について</p> | <p>続き関連当事者取引の開示対象となると考えられるが、そのような理解でよいか確認させていただきたい。</p> <p>本実務対応報告案第54項では、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引においては、企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」における関連当事者との取引に該当すると考えられるものの、本実務対応報告案第54項(1)及び(2)の理由により、関連当事者との取引に関する開示は要しないものとの考えられるとされている。</p> <p>一方で、従来のいわゆる現物出資構成による取引を行った場合には、本実務対応報告案の取締役の報酬等として株式を無償交付する取引とは異なり、取引の内容や取引金額、取引条件に関する情報の開示が求められていない（本実務対応報告案第54項(2)参照）。</p> <p>したがって、たとえ、報酬費用の計上と現物出資（資本取引）が同額で行われた場合であっても（本実務対応報告案第54項(1)参照）、本実務対応報告案の適用後も引き続き関連当事者取引の開示対象となると考えられる。</p> <p>例えば、本実務対応報告案の適用後も、引き続き重要な子会社の役員との間でいわゆる現物出資構成による取引が行われることが考えられるため、そのような理解でよいか確認させていただきたい。</p> | <p>して株式を無償交付する取引を対象に検討を行っており、いわゆる現物出資構成による取引については検討の対象としていない。</p> |
| <p><b>（質問6）適用時期等に関する質問</b></p>            |   |   |
| <p><b>（全体を支持するコメント）</b></p>               |   |   |
| <p>13) 提案内容に同意する。</p>                     | <p>同意する。</p>  | <p>本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。</p>                                  |
| <p><b>（質問7）その他</b></p>                    |   |   |
| <p><b>（その他のコメント）</b></p>                  |   |   |
| <p>14) 株式の公</p>                           | <p>本実務対応報告案においては、各会計期間における費用計上額は「株式の公正な評価額」</p>   | <p>「株式の公正な評価額」に基づいて費用</p>   |

| 論点の項目                    | コメントの概要   | コメントへの対応   |
|--------------------------|---|--|
| <p>正な評価額による費用の測定について</p> | <p>に基づくものとされているが、会社計算規則案第42条の2第1項及び第54条の2第1項では、増加する資本の額や株式引受権の額は「役務の公正な評価額」に基づくものと規定されている。当該不整合については、本実務対応報告案の考え方を結論の背景に追加して記載することが必要であると考えられる。</p>   | <p>計上を行う論拠については、ストック・オプション会計基準と同様に、交付する株式と取締役等が提供するサービスが契約締結時点において等価で交換されていると考え、より高い信頼性をもって測定可能な株式の価値で算定することが適切と考えられるためである。</p> <p>等価交換が前提となっている点は、本実務対応報告案第28項及び第29項に記載しており、また、費用の認識や測定についてはストック・オプション会計基準に準じる旨とその理由を本実務対応報告案第34項から第37項で記載していることから、修正は行わない。</p> |
| <p>15) 対象勤務期間について</p>    | <p>本実務対応報告案第4項(11)及び第32項第1段落に基づく、契約において株式の発行等と引換えに提供されるサービスの提供期間が定められている場合には、当該期間を対象勤務期間とするとされている。これに対して、本実務対応報告案第32項第2段落（なお書き）では、「対象勤務期間は、勤務条件や業績条件を考慮して、条件を達成するために実質的に取締役等の勤務が求められる期間となると考えられる。」とされており、本実務対応報告案第4項(11)及び第32項第1段落とは異なる内容が定められていると見える可能性がある。</p> <p>このため、契約において対象勤務期間が定められているものの、条件を達成するために</p> | <p>本実務対応報告案第4項(11)では対象勤務期間は、「株式の発行等と引換えに提供されるサービスの提供期間であり、契約において定められた期間をいう。」としているが、契約で定められた期間と実質的なサービスの提供期間（勤務が求められる期間）が異なる場合には、費用計上期間が適切でなくなることから、本実務対応報告案</p>  |

| 論点の項目                           | コメントの概要  | コメントへの対応  |
|---------------------------------|--|---|
|                                 | <p>実質的に取締役等の勤務が求められる期間が契約において定められている対象勤務期間と異なると判断される場合には、いずれかを対象勤務期間とすべきかが明確でないと考える。</p> <p>したがって、実務において、いずれかを対象勤務期間とすべきか判断に迷う可能性を排除するため、本実務対応報告案第 32 項第 2 段落（なお書き）の記載の意図を明確化すべきである。当該記載が、例えば、契約において対象勤務期間が定められているものの、条件を達成するために実質的に取締役等の勤務が求められる期間を対象勤務期間とすべき場合があることを想定しているのであれば、そのような場合について記載することが考えられる。</p> | <p>第 32 項なお書きを示しており、そのような場合には、サービスの提供期間を対象勤務期間とすべきであると考えられる。</p> <p>この点、本実務対応報告第 33 項のとおり、本実務対応報告案第 32 項の記載を修正した。</p> |
| <p>16) 業績条件が付されている場合の設例について</p> | <p>本実務対応報告案の[設例 2]では、事後交付型における会計処理が示されているが、業績条件が付されている場合の設例を示すべきである。</p> <p>いわゆる現物出資構成による事後交付型に類似する取引には、権利確定条件としての業績条件が達成された場合に株式の発行等が行われるものが比較的多く見受けられ、本実務対応報告案における事後交付型にも、権利確定条件に業績条件を含むものが比較的多くなると考えられる。設例は、本実務対応報告案で示された内容について理解を深めるためのものであり、想定される典型的な実務に即したものを示すことが適切と考えられる。</p>                          | <p>現在、改正法の施行前であり、今後、様々なスキームが生じることが想定されるため、本実務対応報告案では、基本となる会計処理が理解できるような設例を示すこととしていることから、修正は行わない。</p>                  |
| <p>17) 現物出資構成による取引の会計処理について</p> | <p>本実務対応報告案の提案と併せて、いわゆる現物出資構成による取引の会計処理を明らかにする必要があると考える。</p> <p>本実務対応報告案第 25 項において、「いわゆる現物出資構成による取引については、会計処理に関する定めはなく、様々な実務が行われているものと考えられる。この点、本実務対応報告は、当該取引には適用されず、また、その適用範囲に含まれない取引に関して、これまでの実務で行われている会計処理及び開示に影響を与えることを意図したもので</p>   | <p>本実務対応報告案は、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引の会計処理及び開示を明らかにすることを目的として開発を行ったものであり、いわゆる現物出資構成による取引については、本実務対応報告案の検討の範囲を超えていると考</p> |

| 論点の項目               | コメントの概要  | コメントへの対応  |
|---------------------|--|---|
|                     | <p>はない。」とされている。</p> <p>しかし、いわゆる現物出資構成による取引の会計処理を明らかにしないままでは、ある企業が、取締役に対しては本実務対応報告案の対象となる取締役の報酬等として株式を無償交付する取引を実施し、従業員に対してはいわゆる現物出資構成による取引を実施する場合、前者は本実務対応報告案に従って処理する一方で、後者は現在行われている様々な実務を継続することが想定される。その結果、報酬として株式を交付する取引について首尾一貫しない会計処理が行われることになる。</p> <p>いわゆる現物出資構成による取引は、本実務対応報告案の対象となる取引に類似する取引として、現在多くの会社が導入している。また、従業員等、より多くの対象者に株式が交付されることから、本実務対応報告案の対象となる取引よりも金額的に重要性のある取引となる可能性もあり、一般に公正妥当と認められる会計処理を明らかにする必要性は高い。</p> | <p>えられることから、修正は行わない。</p>  |
| <p>18) 適用範囲について</p> | <p>本実務対応報告案第 25 項において、「いわゆる現物出資構成による取引については、会計処理に関する定めはなく、様々な実務が行われているものと考えられる。この点、本実務対応報告は、当該取引には適用されず、また、その適用範囲に含まれない取引に関して、これまでの実務で行われている会計処理及び開示に影響を与えることを意図したものではない。」と記載されている。当該記載では、これまでの実務で行われている会計処理及び開示を変更する必要がないことは明確であるが、本実務対応報告案第 3 項の適用範囲に含まれないが経済実態の類似するその他の取引に、本実務対応報告案を類推適用できるのか否かが明確ではないと考える。このため、類推適用の可否の判断について実務に多様性が生じることが懸念される。仮に経済実態の類似するその他の取引に本実務対応報告案を類推適用することを認めない意図であれば、その旨と根拠を明確に記載することをご検</p>       | <p>本実務対応報告案は、会社法第 202 条の 2 における、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする取引に適用される法令や取引の性質に基づいて検討を行っている。</p> <p>本実務対応報告案の適用対象とならない取引については、適用される法令や取引の性質が異なる可能性があると考えられるため、本実務対応報告案の適用対象とならない取引について、本実務対応報告案と</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要  | コメントへの対応   |
|-------|--|--|
|       | <p>討いたきたい。</p>   | <p>同様の会計処理を行った場合、当該取引の実態を適切に反映しない可能性がある。</p> <p>この点、本実務対応報告第 26 項のとおり、本実務対応報告案第 25 項の記載を修正した。</p>  |
|       | <p>いわゆる信託型の株式報酬については実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 30 号」という。）が既に開発され、これを参考に会計処理を行う実務慣行が定着しているところである。こうした状況を踏まえ、信託型の株式報酬については、「適用範囲に含まれない取引」の一例として概括的に言及するにとどめるのではなく、いわゆる現物出資構成による取引と同様に、本実務対応報告案の適用対象外であることを明記し、導入会社の実務に影響を生じさせないように配慮していただきたい。</p> | <p>次のような取引については、本実務対応報告案の適用対象外であり、基本的にこれらの取引の会計処理に影響を与えないと考えられることから、修正は行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実務対応報告第 30 号が適用される取引</li> <li>● 役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引や従業員等に信託を通じて親会社の株式を交付する取引など実務対応報告 30 号第 3 項及び第 4 項の取引以外の取引（実務対応報告第 30 号第 26 項）</li> </ul> |
|       | <p>本実務対応報告案に株式引受権の適用範囲について記載されていないため、当該科目の利用について、実務上判断に迷う場面が生じる可能性がある。</p> <p>株式引受権について、会社計算規則案第 54 条の 2 に規定されている場合、すなわち、取締役等が株式会社に対し、会社法第 202 条の 2 第 1 項の募集株式に係る割当日前までにその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供した場合以外は株式引受権</p>  | <p>「株式引受権」は本実務対応報告案の対象となる取引について計上することを想定したものであり、対象とならないその他の取引について「株式引受権」として会計処理を行うことは意図していない。</p>  |

| 論点の項目                    | コメントの概要   | コメントへの対応  |
|--------------------------|---|---|
|                          | を用いた会計処理ができないことを意図しているのであれば、当該根拠とともにその旨を改正純資産会計基準案に明確に記載すべきである。   | この点、改正純資産会計基準案の改正の経緯として、本実務対応報告案において純資産の部の株主資本以外の項目として「株式引受権」を定めたことに伴い所要の改正を行ったものである旨を記載していることから、修正は行わない（改正純資産会計基準案第17-4項）。 |
| 19) 株式報酬に関する包括的な会計基準について | 現状、株式に基づく報酬取引に関する包括的な会計基準がなく、いわゆる現物出資構成による譲渡制限付株式報酬や株式給付信託など、従業員等にその職務の執行や労働サービスの対価として自社の株式やストック・オプションを付与するという点で経済実態が類似するその他の取引について、様々な会計処理及び開示が行われている場合がある。会社法の規定を受けて会計基準が開発されることは理解しているものの、経済実態が類似する取引については、同様の会計処理及び開示を求めることにより財務諸表の有用性が高まると考えるため、今後、株式に基づく報酬取引に関する包括的な会計基準の開発が望まれる。 | 今後の会計基準の開発に関するコメントである。  |
| 20) その他の意見               | IFRSの株主持分計算書と同様に、株主資本以外の項目についても、増減明細の表示を義務化すべきである（現行は任意開示）。我が国の証券市場の信頼回復のためにも、開示の精度を高めることは非常に重要である。   | 本公開草案は、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱いを示すことを目的としていることから、特段の対応は行わない。  |
|                          | 現行の日本基準では、連結貸借対照表と連結株主資本等変動計算書は「親会社説」、連結損益計算書や連結包括利益計算書は「経済的単一体説」に立脚している。IFRSと同様に、連結貸借対照表と連結株主資本等変動計算書も「経済的単一体説」に移行すべきである。  | 同上  |
|                          | IFRSと同様に、「非支配株主持分」についても、1科目に纏めるのではなく、親会社持分  | 同上  |

| 論点の項目 | コメントの概要                                     | コメントへの対応 |
|-------|---|----------|
|       | と同様の項目に細分化した開示を義務化し、かつ、増減明細の表示の義務化を行うべきである。 |          |

以 上